

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの強化によって経営における意思決定の透明性と効率性を高め、企業価値の向上を図ることを経営上の最も重要な課題の一つととらえています。そのため、経営体制、業務執行体制、監査・監督体制の整備を進め、コーポレート・ガバナンスの充実、強化に努めるとともに、コンプライアンスの強化に向けた施策を推進してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
キャノン電子株式会社	7,909,651	87.86
アジアパシフィックシステム総研従業員持株会	208,650	2.32
佐藤 清	31,000	0.34
佐藤 秀行	30,000	0.33
内山 毅	30,000	0.33
臼井 雅昭	20,700	0.23
中島 義雄	20,600	0.23
江崎 博	16,300	0.18
木庭 清	10,000	0.11
細田 昌男	10,000	0.11

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	9月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	キャノン電子株式会社(上場:東京)
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社と親会社であるキャノン電子株式会社は、平成21年11月11日開催の取締役会において、株式交換によりキャノン電子が当社を完全子会社とする株式交換契約を締結(効力発生日は平成22年2月1日)しており、その後、平成21年12月18日開催の当社定時株主総会において正式に承認されました。

これに伴い、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は平成22年1月27日をもって株式会社ジャスダック証券取引所において上場廃止(最終売買日は平成22年1月26日)となる予定であります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社は監査役制度を採用しております。重要な経営の意思決定については従来より、取締役会での合議制により迅速かつ柔軟に対応しており、また、取締役の監督機能や監査役の監査機能は、社外監査役3名を配置することなどにより、現行制度においても十分に機能するものと判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役による監査と会計監査人(あずさ監査法人)による監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努め、適宜、情報・意見交換を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査室を設置して適法かつ適正・効果的な業務執行の確保のための監査を計画・実施し、必要に応じて関係部門に対し改善提案を行っております。監査結果は代表取締役及び担当役員に報告するほか、監査役にも随時報告しており、監査役と内部監査室との相互連携の充実、強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中島 義雄	他の会社の出身者									○
原 恒夫	他の会社の出身者	○								
清水 栄一	他の会社の出身者	○								

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

--	--	--

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中島 義雄	——	専門知識を活かし、公正中立な立場から当社取締役を監視するとともに、適切な助言・提言を頂けるため。
原 恒夫	——	キャノン株式会社及びキャノン電子株式会社の経営者としての豊富な経験を当社の経営に活かして頂きたいため。
清水 栄一	——	キャノン株式会社及びキャノン電子株式会社における事業企画・マーケティング分野を中心とした豊富な事業経験を当社の経営に活かして頂きたいため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社の監査役は、毎月1回開催される取締役会に出席し、必要に応じて助言・提言等を受けております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、株主総会の決議枠内において、取締役は取締役会、監査役は監査役会にて検討し、決定しております。当社は従前より、ストックオプションの等の施策を実施してまいりましたが、今後においても、業績向上に対する当社取締役の意欲と士気をより一層高め、当社取締役と株主様の利益を密接に関連付けることを目的とした、取締役へのインセンティブ付与に関する施策の採用について検討を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況	全取締役の総額を開示
------	------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の報酬総額を記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の業務サポートについては、ゼネラルサポート本部ならびに内部監査室スタッフが、監査役の要請に基づきサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 業務執行・監査の状況

業務執行の方法として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び業務の執行の監督を行っております。また、業務責任の明確化、意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制度を採用しており、業務執行の責任者として10名の執行役員を選任し、取締役3名は執行役員を兼務しております。さらに、業務執行状況の確認ならびに情報の共有、全社収益計画・実績の監視とコントロール等を目的として、取締役、執行役員を中心メンバーとした執行役員会議を毎月1回以上開催し、経営状況の変化に応じたスピーディーな経営戦略の見直しができる体制を整備しております。

当社は、監査役会設置会社であり、取締役は4名、監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。監査役は独立性、権限・機能の強化により、監査の実効性を高め、内部監査部門との連携により健全な経営とコンプライアンスの徹底に努めております。

2. 会計監査の状況

当社は、会社法ならびに金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約をあずさ監査法人と締結、監査が実施されており、監査人の独立性を損なわない範囲内で、経営上の諸問題に関し助言を受けております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

- a.業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名
- ・指定社員 業務執行社員 大谷 秋洋 あずさ監査法人
 - ・指定社員 業務執行社員 日野原 克巳 あずさ監査法人

b.監査業務に係る補助者の構成

- ・公認会計士 4名 あずさ監査法人
- ・その他 10名 あずさ監査法人

c.その他

- ・継続監査年数については、全員が7年以内であるため記載を省略しております。
- ・あずさ監査法人は自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置を採っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	主に決算公告や決算短信、適時開示情報等を掲載しております。 http://www.asia.co.jp/	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署(経営企画部)を設置し、担当者を配しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高めるために、ディスクロージャーを重視して適時情報開示を行っていくとともに、ホームページ上にIR情報の開示やニュースリリースを積極的に行っていきます。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の業務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)コンプライアンス担当役員を配置する。グループ企業においても責任担当者を1社1名配置する。
- (2)職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
- (3)取締役、管理職使用人、一般職使用人に対して、階層別に必要な研修を実施する。また関連する法規の制定・改正、当社及びグループ企業で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (4)代表取締役は、内部監査室を直轄する。内部監査室は、代表取締役の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。
- (5)各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に誤りが生じないようシステムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)代表取締役は、取締役、使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- (2)会社は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
 1. 株主総会議事録
 2. 取締役会議事録
 3. 監査役会議事録
 4. 計算書類
 5. その他取締役会が決定する書類
- (3)取締役及び監査役は、常時上記(2)における文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク担当役員を配置する。グループ企業においても責任担当者を1社1名配置する。
- (2)リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会はただちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
- (3)リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (4)重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役の取引、親会社及び子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
- (5)代表取締役、コンプライアンスならびにリスク担当役員は、コンプライアンス、適切なリスク管理のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。また、重大な不正事案等が発生した場合には、ただちに取締役会に報告する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役及び監査役は、毎期、期初の取締役会において、全使用人の共通目的となる事業計画を策定し、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
- (2)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (3)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループは、キャノン電子株式会社の定めるキャノングループ行動規範を遵守し、使用人全員への浸透を図る。当社グループの各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して社員行動憲章に従い行動する。
- (2)当社グループの取締役、使用人は、グループ各社における重大な事実を発見した場合は、コンプライアンス担当役員に報告するものとする。代表取締役及びコンプライアンス担当役員は、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また、コンプライアンス担当役員は、必要な場合、取締役会ならびに監査役会に報告する。
- (3)代表取締役及びコンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部門と協議の上、グループ企業が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- (4)親会社と親会社以外の利益が実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人に関する取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査役が行う。これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
- (2)監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。
- (2)取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、社内において実施される会議に参加できる。
- (2)監査役と代表取締役との間に、定期的な意見交換会を設定する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

当社は現在キヤノン電子株式会社の子会社であり、同社が当社の発行済株式の87.86%を保有しております。現時点で売却の意向はないため、特別な買収防衛に関する取り組みは行っていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

